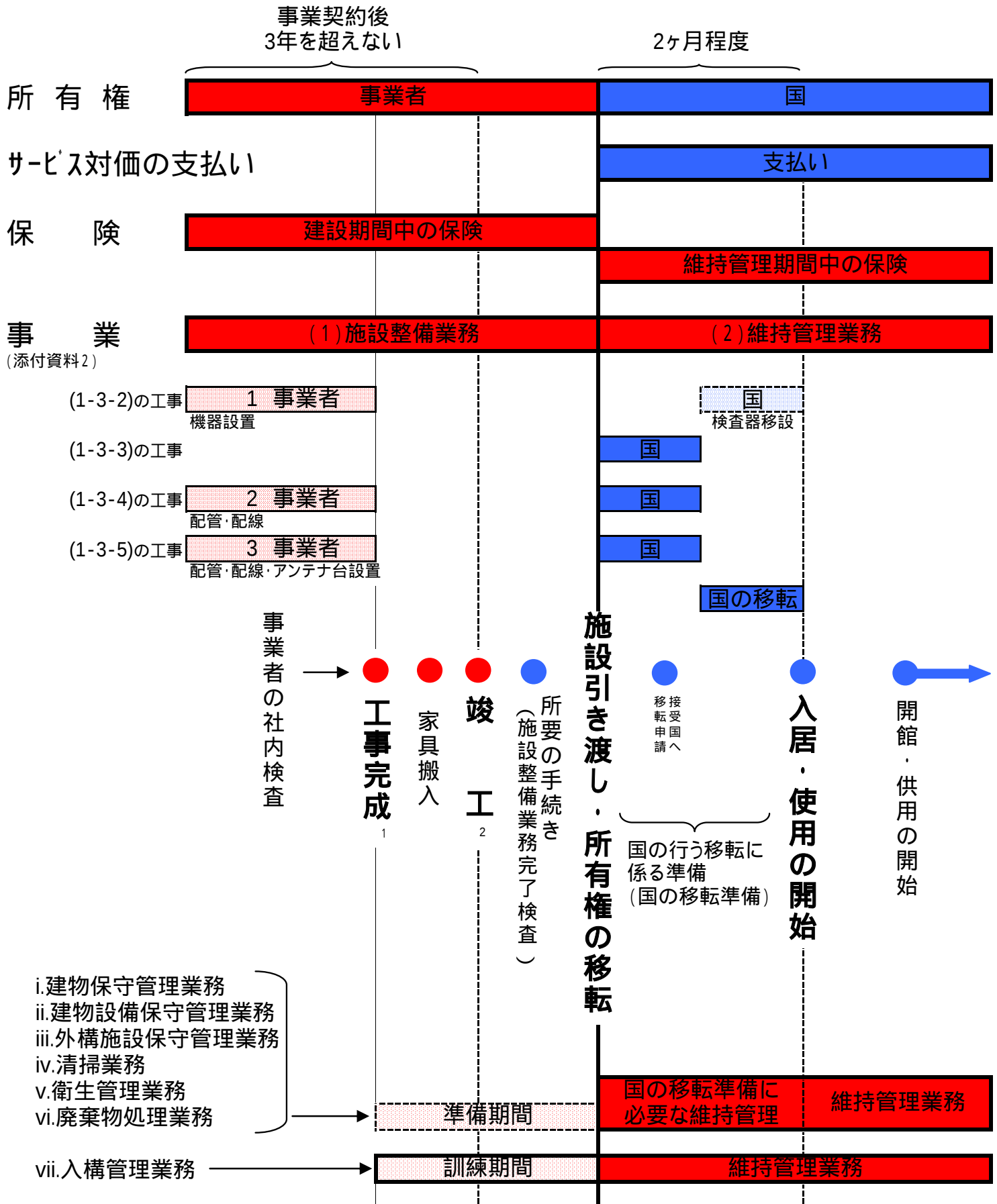


応募者の応募要件の概略

応 募 要 件	応募企業	応募グループ	協力企業
・出資要件	・選定事業者への出資比率が、50%を超えること。	・各構成員が選定事業者に出資を行い、合計が50%を超えること。 ・代表企業の選定事業者への出資比率は、他の出資者を上回り、出資者中最大比率とする。	・出資義務はない。
・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者	・応募企業が満たすものとする。	・全ての構成員が満たすものとする。	-
・会社更生手続き、民事再生手続きの開始の申立をしていない者	・応募企業が満たすものとする。	・全ての構成員が満たすものとする。	-
・(財)日本経済研究所並びに本件アドバイザー業務における提携会社と資本面若しくは人事面での関連がある者でないこと	・応募企業が満たすものとする。	・全ての構成員が満たすものとする。	・全ての協力企業が満たすものとする。
・審査委員が属する企業と資本面若しくは人事面での関連がある者でないこと	・応募企業が満たすものとする。	・全ての構成員が満たすものとする。	・全ての協力企業が満たすものとする。
・以下の1)又は2)の要件を満たす者 1)日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は設置する見込みの法人 2)外国法人の場合には、日本国内に営業所又は支店の登記のある法人若しくは登記する見込みの法人	・応募企業が満たすものとする。	・構成員のうち、代表企業が満たせば足りる。	-
・エジプト又は近隣国に支店若しくは駐在事務所等を有する法人	・応募企業が満たすものとする。	・構成員のうち、いずれかが満たせば足りる。	-
・本事業にかかる「設計」、「監理」、「建設」、「保全」、「入構管理」の能力を有する者	・応募企業は「設計」、「監理」、「建設」、「保全」、「入構管理」のいずれかの能力を有し、かつ自ら実施するものとする。 ・応募企業自らが実施しない業務については、その全てを協力企業が満たせば足りる。	・構成員のうちいずれかが「設計」、「監理」、「建設」、「保全」、「入構管理」のいずれかの能力を有し、かつ自ら実施するものとする。 ・構成員自らが実施しない業務については、その全てを協力企業が満たせば足りる。	・「設計」、「監理」、「建設」、「保全」、「入構管理」を行う者は、各々の能力を有すること。
・本事業の遂行能力があると認められる者 (資力・信用力・債務返済能力)	・応募企業が満たすものとする。	・全ての構成員が満たすものとする。	-

竣工・引き渡しの考え方



1: P23(5)(ハ)の工事完成

2: P3(4)(ii)竣工